

令和2年度 教育委員会

(第4回定例会)

開催日 令和2年7月2日



福岡市

福岡市教育委員会

令和 2 年度 7 月定例教育委員会会議日程

日 時 令和 2 年 7 月 2 日(木)午後 2 時 00 分開会

場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

1 開会

2 教育長あいさつ

3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(7 月議事録：廣瀬委員、久保田委員)

4 教育長の報告

5 各課からの報告

6 議事

報告第 5 号

令和 2 年笛吹市議会第 2 回定例会の報告について

報告第 6 号

笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱について

報告第 7 号

笛吹市義務教育諸学校児童生徒の学校給食費等補助金交付要綱について

議案第 7 号

笛吹市学校給食費補助金交付要綱の制定について

7 その他

8 閉会

次回臨時教育委員会 令和 2 年 7 月 16 日(木)

午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

次回定例教育委員会 令和 2 年 8 月 4 日(火)

午後 2 時～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第5号（7月）

令和2年笛吹市議会第2回定例会の
報告について

教育委員会

令和 2 年 笛吹市議会第 2 回定例会
[議案に対する質疑及び一般質問]一覧

番号	質 問 者	質疑及び質問事項	備考
1	荻野 謙一 議員	1 2 期目市長選挙への出馬について	
		2 特別定額給付金について	
2	渡辺 清美 議員	1 10 万円給付、DV 被害者、無戸籍者にも確実に	
		2 老後の安心を法的に保証する配偶者居住権について	
3	渡辺 正秀 議員	1 コロナ対策について	
		2 上下水道会計について	
4	河野 智子 議員	1 介護事業の現状と支援について	
		2 コロナ禍での生活困窮者に対する支援について	
5	古屋 始芳 議員	1 GIGA スクール構想・オンライン授業について	
6	神宮司 正人 議員	1 学校教育現場の早期、正常化について	
		2 地域の産業である農業・観光・商工業の事業者への持続化支援に強力な援助を	
7	武川 則幸 議員	1 有料指定ごみ袋制度の現状と改善点について	
8	前島 敏彦 議員	1 小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について	
		2 防災対策について	
9	川村 恵子 議員	1 終活について	
		2 児童虐待の未然防止の取り組みについて	
10	野澤 今朝幸 議員	1 歯周疾患検診に対する市の助成事業のあり方は公正か	
		2 芦川小学校の「特認校制度」にはスクールバスの運行が必要ではないか	
11	神澤 敏美 議員	1 地域の生活基盤整備について	

令和 2 年 笛吹市議会第 2 回定例会一般質問に関する質問及び回答

○ 河野 智子 議員

コロナ禍での生活困窮者に対する支援について

就学援助制度の対象者は、生活保護世帯と準要保護世帯は前年度の収入が基準になり決定されるが、今年の収入が減った世帯は、就学援助制度の対象者となるか。

答弁

「笛吹市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱」で定めている、就学援助費の支給対象者は、市立小中学校に在籍している児童等の保護者のうち、要保護者又は準要保護者のいずれかに該当する方です。

要保護者については、支給要綱では、収入から算出し認定することを定めておらず、生活保護法の規定に基づく要保護者であることとされていますので、生活保護における要保護者であれば、就学援助費の支給対象者となります。

準要保護者については、要保護者に準ずる程度に困窮している者のうち、その世帯の前年の総所得を基に算出した額が、決められた額以下であることとされています。このことから、今年の収入が減ったことで、すぐに就学援助費の支給対象者となるわけではありません。

○ 古屋 始芳 議員

GIGA スクール構想・オンライン授業について

1 GIGA スクール構想について

ア 本市では、GIGA スクール構想をどのように取り組んでいくのか。

答弁

教育に係る ICT 機器を整備し、全ての子どもに個に応じた学びと創造性を育む教育を実現していくために、GIGA スクール構想を実現していくことは不可欠と考えます。

このため、本市においては、市立小中学校に在籍する児童生徒に一人一台のタブレットパソコンと校舎内の高速大容量通信ネットワークを一体的に整備していくことを計画しています。

イ 1 人 1 台端末の整備について、どのように進めていくのか。

答弁

国の令和 2 年度補正予算において、GIGA スクール構想を早期実現するために、全学年分のタブレットパソコンの整備を前倒しするための支援措置が講じられました。このことを受け、本市においては 6 月補正予算に、4,235 台のタブレットパソコンに係る予算を計上して、県の共同調達により、年度内に全ての児童生徒に端末を整備します。

ウ 市立小中学校の通信環境の整備状況は

答弁

本年度、小中学校にカテゴリー 6A と呼ばれる高速大容量通信に対応した設備を設置し、各教室で児童生徒一人一人がインターネット回線を利用できる環境を整えます。8 月から工事を始め、整備された学校から順次利用を開始し、来年の 1 月には全ての学校で利用できるようになる予定です。

2 休校期間中の市立小中学校での学習状況について

ア 学習の状況の把握や指導内容に生じた遅れの回復など、休校中の教育活動はどのように行われたのか。

答弁

各校で作成した予習的学習課題を各家庭に配布して回収し、正答を確認することで学習理解の状況を把握しました。また、各学校によるユーチューブでの学習支援動画の配信、国や県の学習

支援サイトの紹介を通じて家庭学習を支援しました。なお、家庭での学習状況については、課題配布に伴う保護者の来校や各家庭への電話連絡等を通じて、把握に努めました

イ 県教育委員会が「やまなし小・中学生応援サイト」で公開した教科等の単元等のポイントをまとめた動画コンテンツは、どのように活用されたのか。

答弁

動画コンテンツを見ながら学校の学習プリントに取り組んだり、その内容をノートにまとめたりするなど、学校が用意した課題の補充・発展的な学習として、個別に活用していました。

ウ 長期の休校による学習機会の確保への課題と、その解決に向けた方策について、市ではどのように総括しているのか。

答弁

課題としては、規則正しい生活習慣を身に付け学習を継続することや学習課題についての達成度に差があることがあげられます。

この対策として、カリキュラムの再編成や放課後の補習授業を実施していきます。また、臨時休業の措置をとる場合は、学習機会を保障するために分散登校日を設定するとともに、自宅においてもより効果的に学習が進められるよう、自ら進んで学習する意欲と態度の育成や ICT を利用した学習も検討していきます

3 オンライン授業の取り組みについて

ア 「Society5.0（ソサエティ 5.0）」時代に向けて、ICT 環境の整備の中で、オンライン授業ができるようにしていく必要があると考えるが、市の考え方は。

答弁

インターネット上で行う遠隔授業等のオンライン授業は、感染症や災害時の緊急的な対応として、その有効性を認識しています。また、学校の教育活動における対面授業においても、調べ学習やグループ学習、個に応じた発展学習を充実させる上で、オンラインを活用した学習は必要だと考えます。

イ オンライン授業を実現するには、家庭の通信環境や利用する端末の性能などの課題もあると思うが、どのようなことが必要となるか。

答弁

オンライン授業を実施するためには、家庭で動画が視聴できるインターネットの環境整備と、画面が大きいタブレットパソコンやノートパソコンなどが家庭の子どもの数、必要となります。

ウ オンライン授業を望む保護者も多いようだが、公平・公正な教育環境を整えていかなければならない公立学校では、家庭の経済状況や生活環境によって難しい場面もあると考える。また、端末やオンライン会議などの利用に慣れた保護者や児童・生徒、先生方ばかりではないことやオンライン授業のために、指導の仕方や教材の準備などを考える必要も出てくる。どのように解決しながらオンライン授業の導入を図っていくのか。

答弁

家庭の状況により、今後学校に整備される一人一台端末や Wi-Fi 等の機器の貸し出しを検討しています。また、今後は臨時休業を行う場合にも分散登校日による学校教育活動の継続が求められています。その際には、学校のパソコンルームの開放も検討していきます。

オンライン授業での学び方については、各校で児童生徒の事前学習、保護者や教職員の研修会などを実施し、指導の仕方や教材開発については、市の校長会や教頭会、各校の代表者で構成する学力向上研究委員会で研究を進めます。

○ 神宮司 正人 議員

学校教育現場の早期、正常化について

- 1 本市では5月25日から通常教育活動を再開されたが、今後の学校の正常化等含め、2ヶ月余りの教育の遅れを取り戻すカリキュラム等はどうか。

答弁

本市においては、市立小中学校の夏季休業期間を8月1日から8月19日までとし、通常より14日から18日間短縮することで授業時数を確保します。

また、各校においては、学校行事の簡素化、精選による取組時間の縮減及び家庭学習との組合せを行うなど、必要な教育が行えるよう、柔軟にカリキュラムを見直しています。

- 2 新学期早々から出遅れてしまった環境下で、知育のための児童・生徒の教育格差が起きないような取り組みは検討されているか。

答弁

家庭学習の取組には個人差が見られるため、子ども達の不安な気持ちに寄り添いながら、複数の教員による指導や個別指導、NPOと協力した放課後の補習により学力の定着を図っています。

- 3 体力を付ける事も大切であり、子ども達の部活動についての取り組みは文科省の方針・県教委との調整もあると思うが、本市の対応はどうされるのか、また、本年から取り組むとしていた石和3小学校の民間施設を活用した水泳実技の授業はコロナの影響により中止となったが、民活の考え方は多いに賛同できるが、先々の方針は

答弁

部活動については、6月1日から県の部活動ガイドラインを踏まえ、時間や活動内容を考慮しつつ段階的に再開しています。三密を避けるよう練習内容と活動方法を工夫し、運動部においては、過度な負担がかからないよう運動量を調整しながら指導しています。

水泳授業に係る民間施設の活用については、専門的な指導、より安全で計画的な授業の実現などの教育的効果や、プール施設の維持管理に係るコスト縮減などの財政的効果等を検証した上で、今後の方針を決定していきます。

来年度、事業の実施により、事業効果が認められた場合は、石和南・東・北の3小学校以外へも民間施設の活用を拡げていきたいと考えています。

- 4 発達期の子ども達にとって食育教育は無くしてはならない、学校給食の再開の状況、不測の事態についての対応策は如何か。

答弁

学校給食は、5月27日から衛生管理の徹底や配膳の簡略化等の感染症対策を行い再開しています。なお、コロナウイルス感染症に係る子育て世代への支援策として、6月から11月までは給食費無償化の措置をとっていますので、保護者負担はありません。

また、感染症の発生による臨時休業の事態に備え、日頃から賞味期限が長い食材を有効活用したり、キャンセルできない食材の使用を極力少なくするなど献立を工夫しています。

○ 前島 敏彦 議員

小中学校における新型コロナウイルス感染症対策について

- 1 臨時休業期間が終わり、小中学校が再開したが、新型コロナウイルスの感染を防ぐため、学校生活の中でも、常にマスクを着用していることと思う。しかし、給食時は、マスクを外さなければならないことから、感染リスクが高くなることが予想される。そこで、長野県長野市の小中学校で

は、配膳時間を短くする等の理由から、当面の間、コッペパンにおかずを挟んだ調理パンに牛乳、デザートのみを提供するという取組を始めたようだが、このような取組を踏まえ、給食時における感染リスクを少しでも低くするための対策はどのように考えているのか。

答弁

給食時の感染症対策は、国や県が示すガイドラインなどを踏まえて実施しています。

食事の前後の手洗いの徹底、教師による配食を行う児童生徒の健康状態の確認、配膳時には、列の間隔を開けて密集を避ける対策をとっています。

食事の際は、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなど、飛沫感染を防ぐ対策をとっています。また、献立については、配膳が簡略化でき、少ない品数で必要な栄養摂取が可能なメニューに変えるなどの工夫をしています。

2 授業再開に当たり、学校でのクラスターの発生が懸念されています。さらに、これから夏の季節を迎えるにあたり熱中症対策にも十分配慮する必要があると考えます。休校に伴う授業の遅れを取り戻すため必要な授業数を確保しながら、「感染症対策」と「暑さ対策」の両立が求められています。児童生徒が安心して学習するための対応・対策について伺います。

答弁

感染防止の基本対策として、各校において身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いを実施しながら、3つの密が重ならないよう教育活動を工夫し、感染リスクの低減を図っています。また、熱中症対策として水筒の持参によるこまめな水分補給、教室での早めのエアコン使用など、室内温度が上昇しないよう温度設定に配慮しています。

体育の授業においては、身体へのリスクを考慮し、運動時にはマスクを外すものの、児童生徒の間隔を十分に確保しながら、不要な会話等を行わないよう指導しています。また、校庭に暑さ指数計を設置し、指数が高い場合は、屋外の授業は中止しています。

○ 野沢 今朝幸 議員

芦川小学校の「特認校制度」にはスクールバスの運行が必要ではないか

1 「特認校制度」を利用して通学している児童は2人であるが、教育委員会ではそれをどう評価しているか。

答弁

現在、小規模特認校就学児童は3人で、そのうち1人は就学すべき学校の変更により、以前から芦川小学校に通学していた児童です。

単に児童を増やすのではなく、芦川小の特色ある教育を理解し希望する者を若干名募集しています。特認校を希望した子ども達は、芦川小で自然や文化に触れ個性豊かに生き生きと学んでいます。また、地域住民とふれあいながら楽しい学校生活を送っています。このことから、成果が出ていると評価しています。

2 多くの芦川町民が、もう少し多くの児童が通学してくることを期待しているが教育委員会としてはどう考えているか。

答弁

自然や少人数等を生かした芦川小の特色ある教育の発信や特認校制度の周知とともに、芦川の風土を理解していただき学校の特色を損なわないよう、特認校制度を推進していくことが必要だと考えます。

3 「特認校制度」を利用したいと思っている潜在的需要はかなりあると考えるが、それが現実化しない大きな障害となっているのは、「芦川小学校までの送り迎えは保護者の責任で行う」という点にあるのではないか。

答弁

保護者は、芦川小の少人数教育できめ細かな指導と恵まれた自然環境を希望する反面、居住する地域の子どもたちと学ばせたい希望も持っています。様々な条件を総合的に勘案して、特認校に就学することを選択しますので、条件の1つである送り迎えが、必ずしも大きな障害になっているとは考えていません。

4 甲府市の千代田小学校や南アルプス市の芦安小中学校が実施しているように、笛吹市でもスクールバスの運行等により通学の便を図る必要があるのではないか。

答弁

本市では、各小中学校に通学区域を設けており、それにより、就学予定者が就学すべき学校を指定しています。特別な事情で、区域外就学や指定校変更により、指定された学区以外の学校に就学を希望する場合は、保護者による送り迎えを要件の1つとして教育委員会で入学・転入学を承諾しています。

小規模特認校につきましても、通学方法については、「保護者の責任と負担において、児童を通学させること」と定めています。

小規模特認校を希望する保護者には、このことを御理解いただいた上で、教育委員会で承諾していますので、スクールバスの運行については考えていません。

報告第6号（7月）

笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和 年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱
趣旨 目的	新型コロナウイルス感染症の影響による笛吹市立小中学校児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費を無償とする措置について必要な事項を定める。
概要	市立小中学校に在籍する児童生徒を対象に、令和2年6月から同年11月までの間の学校給食費を無償化とする。
経過	趣旨、目的に同じ。
関係 法令	学校給食法(昭和29年法律第160号)
予算 措置	令和2年6月第2号補正予算計上197,147千円
その 他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、笛吹市立小中学校に通学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学校給食費を無償とする措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法(昭和29年法律第160号)第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者及び保護者に準ずるものとして教育委員会が認めるものをいう。
- (3) 対象校 笛吹市立学校設置条例(平成16年笛吹市条例第93号)に定める小学校及び中学校をいう。

(対象者)

第3条 学校給食費の無償措置の対象となる保護者は、対象校に通学している児童生徒の保護者で、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助を受けている保護者
- (2) 前号に掲げるもののほか、学校給食費に係る援助等を受けている保護者

(無償措置の対象となる期間)

第4条 学校給食費を無償とする期間は、令和2年6月1日から同年11月30日までの間とする。

(学校給食費相当額の支払)

第5条 教育委員会は、無償措置の対象となる保護者の負担する学校給食費に相当する額又は現に給食の食材に要した費用のいずれか少ない額を、学校給食用食材の納入者に支払うものとする。

2 前項の学校給食費に相当する額を計算するに当たり、児童生徒1人当たり

の学校給食費は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 児童 前条に定める期間中に食した回数に、1 食当たり 290 円を乗じて得た額

(2) 生徒 前条に定める期間中に食した回数に、1 食当たり 330 円を乗じて得た額

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、学校給食費の無償措置に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 2 年 11 月 30 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた行為その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

報告第7号（7月）

笛吹市義務教育諸学校児童生徒の
学校給食費等補助金交付要綱につ
いて

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和 年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市義務教育諸学校児童生徒の学校給食費等補助金交付要綱
趣旨 目的	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、笛吹市立小中学校に通学する食物アレルギーのため昼食を持参している児童生徒の保護者及び市に住所を有し市外の義務教育諸学校に通学する児童生徒の保護者に対し、家計の経済的負担を軽減するため、教育委員会が昼食に要する費用に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
概要	① 補助金交付対象者 笛吹市立小中学校昼食持参児童生徒保護者 市外義務教育諸学校児童生徒の給食費を負担する保護者 市外義務教育諸学校昼食持参又は給食の提供がない児童生徒の保護者 ② 対象期間 令和 2 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日 ③ 補助金額 上限 児童 喫食数×290 円 ・ 生徒 喫食数×330 円 又は実際に要した費用のいずれか少ない額
経過	趣旨、目的に同じ。
関係 法令	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号) 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)
予算 措置	なし(予備費において対応)
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市義務教育諸学校児童生徒の学校給食費等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市義務教育諸学校児童生徒の学校給食費等補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、食物アレルギーのため昼食を持参している児童生徒の保護者及び市に住所を有し市外の義務教育諸学校に通学する児童生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が昼食に要する費用に対して補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者及び保護者に準じる者として教育委員会が認める者をいう。
- (2) 市在住者 市に居住し、市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (3) 学校給食費等 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 3 条第 1 項に規定する学校給食、学校給食の提供を受ける代わりに児童生徒が持参する昼食又は学校給食の提供のない学校で食する昼食に係る費用をいう。
- (4) 義務教育諸学校 学校教育法に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 笛吹市立小中学校に通学し、食物アレルギーのため学校給食の提供を受ける代わりに昼食を持参することを児童生徒の通学する学校の校長に認められた児童生徒の保護者。ただし、給食の一部を補完する主食又は副食のみ昼食を持参するものは対象外とする。
- (2) 笛吹市立小中学校以外の義務教育諸学校に通学する市在住者児童生徒の学校給食費等を負担する保護者。ただし、食物アレルギーのため学校給食の提供を受ける代わりに昼食を持参することを児童生徒の通学する学校の校長に認められた児童生徒の保護者にあつては、前号の規定を準用する。

(補助の対象期間)

第 4 条 補助金の対象となる期間は、令和 2 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、保護者が国若しくは市又はその他地方公共団体から学校給食費等の全部又は一部の扶助、補助又は援助を受けた場合には、当該扶助等の金額を差し引いた額とする。

(1) 昼食を持参する児童生徒の保護者 前条に定める期間中食した昼食の回数に、小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部(以下「小学校等」という。)の児童の場合は 290 円、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部(以下「中学校等」という。)の生徒の場合は 330 円を乗じて得た額とする。

(2) 学校において給食の提供を受ける笛吹市立小中学校以外の義務教育諸学校に通学する市在住者児童生徒の保護者 前条に定める期間中食した給食の回数に、給食費の日額を乗じて得た額とする。ただし、1 食当たりの金額の上限は小学校等児童の場合は 290 円、中学校等生徒の場合は 330 円とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする保護者は、義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付申請(請求)書(様式第 1 号)に、通学する学校の校長の喫食に係る証明書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する交付申請(請求)書は、令和 2 年 12 月 28 日までに教育委員会へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、義務教育諸学校児童生徒学校給食費等補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 補助金は、一括して交付するものとする。ただし、保護者の求めに応じて前期と後期に分けて交付することもできる。この場合において、前期分は令和 2 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までの間、後期分は令和 2 年 9 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間を交付するものとする。

(交付決定の変更)

第 8 条 前 2 条の規定は、交付申請の変更及び交付決定の変更について準用する。

(交付決定の取消し)

第 9 条 教育委員会は、保護者が偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたときは、交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 2 年 12 月 28 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

議案第7号（7月）

笛吹市学校給食費補助金交付要綱 の制定について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和 年 笛吹市教育委員会告示第 号) 笛吹市学校給食費補助金交付要綱
趣旨 目的	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱第3条第2号に該当する保護者のうち、自己負担額が生じる保護者に対し、家計の経済的負担を軽減するため、教育委員会が昼食に要する費用に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。
概要	① 補助金交付対象者 笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱第3条第2号に該当する保護者のうち、自己負担額が生じる保護者 ② 対象期間 令和2年6月1日から同年11月30日 ③ 補助金額 上限 児童 喫食数×290円 ・ 生徒 喫食数×330円 又は実際に要した費用のいずれか少ない額
経過	趣旨、目的に同じ。
関係 法令	学校教育法(昭和22年法律第26号) 学校給食法(昭和29年法律第160号)
予算 措置	なし(予備費において対応)
その他	

笛吹市教育委員会告示第 号

笛吹市学校給食費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 年 月 日

笛吹教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市学校給食費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱(令和 2 年 6 月笛吹市教育委員会告示第 号)第 3 条第 1 号及び第 2 号に該当する保護者のうち、自己負担が生じる保護者に対し、経済的負担を軽減するため、笛吹市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が給食に要する費用に対して補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食費 学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 11 条第 2 項に規定する学校給食費をいう。
- (2) 保護者 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者及び保護者に準じる者として教育委員会が認める者をいう。
- (3) 対象校 笛吹市立学校設置条例(平成 16 年笛吹市条例第 93 号)に定める小学校及び中学校をいう。

(対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、笛吹市立小中学校給食費の無償措置に関する緊急対策要綱第 3 条第 1 号及び第 2 号に該当する保護者のうち、自己負担額が生じる保護者

(補助の対象期間)

第 4 条 補助金の対象となる期間は、令和 2 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの間とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、保護者が負担する学校給食費のうち、国若しくは市から学校給食費の一部の扶助、補助又は援助を受けた場合に、当該扶助等の金額を差し引いた額とする。ただし、1 食当たりの金額の上限は小学校児童の場合は 290 円、中学校生徒の場合は 330 円とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする保護者は、児童生徒が在籍する学校の校長(以下「学校長」という。)に対し、次の各号に掲げる事項を委任した上、学校長を経由し、笛吹市学校給食費補助金交付申請書兼委任状(様式第 1 号。以下「申請書兼委任状」という。)を提出しなければならない。

- (1) 補助金の申請及び受領に関すること。
- (2) その他補助金の交付に関する一切のこと。

2 学校長は、前項に規定する申請書兼委任状の提出があったときは、当該申請書兼委任状を取りまとめ、喫食に係る証明を行い、補助金交付申請書(様式 2 号)に当該申請書兼委任状を添付し、令和 3 年 3 月 25 日までに教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 教育委員会は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、笛吹市学校給食費補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

2 補助金は、一括して交付するものとする。

(交付決定の変更)

第 8 条 前 2 条の規定は、交付申請の変更及び交付決定の変更について準用する。

(交付決定の取消し)

第 9 条 教育委員会は、保護者が偽りその他不正行為により補助金の交付を受けたときは、交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じなければならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 3 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。